

		<p>6年10月より市町村から提供されることとなった所得情報を活用しながら、強制徴収を実施し、</p> <p>② 所得の少ない方には、同様に所得情報を活用して免除制度の周知を図り、</p> <p>③ 若い方向けには、口座振替の勧奨や、コンビニエンスストア・インターネットでも保険料が納められることを周知するなど、未納の原因に応じた対策を着実に推進します。</p> <p>また、平成17年4月からは、所得の少ない若い方の保険料を猶予する「納付猶予制度」や、1月分でも前納すれば保険料が割引となる「口座振替割引制度」が導入され、平成18年7月からは、免除制度について、現在の全額免除、半額免除に加えて、所得に応じて3/4または1/4免除の段階を追加した「多段階免除制度」が導入されますので、これらの周知を図っていきます。</p> <p>平成19年度の目標納付率80%を確実に達成するため、社会保険事務所ごとに各年度の目標納付率や具体的な納付督促対策を掲げた行動計画（アクションプログラム）を策定しました。行動計画に基づく取組状況については、毎月、本庁に報告させ、十分な進捗管理を行うとともに、今後も毎年度、達成状況を確認・検証した上で、実効性のある次年度の行動計画を策定します。</p> <p>〔 緊急対応プログラム；項番44・45・46・47・49・50・54 〕 進捗状況 55・59・64・65</p>
(イ)納付書	<p>国民年金保険料納付案内書に添付されているリーフレットの内容がわかりづらい。</p>	<p>国民年金保険料納付案内書に封入する文書を含め、社会保険庁が作成するリーフレット等につきましては、今後、より分かりやすい内容となるよう、いただいたご意見も踏まえ、内容の見直しを進めてまいります。</p> <p>(緊急対応プログラム進捗状況；項番7)</p>
	<p>国民年金の納付書は、領収証の部分をまとめて保管できるように（切り取られないように）左にしてほしい。</p>	<p>平成17年分所得から社会保険料控除の申告を行う際は、「社会保険料控除証明書」を添付することとなりますが、当該証明書で証明できない納付月分については、納付書右側の「領収証書」の添付が必要となることから、切り取れるような仕様が望ましいと考えています。</p>
(ウ)口座振替	<p>国民年金保険料口座振替のお知らせ通知書に引落額を明記してほしい。</p>	<p>国民年金保険料を口座振替で納付される申し出をされますと、手続きが完了次第、ご利用金融機関等のご確認や口座振替開始月を事前にお知らせするため「国民年金保険料口座振替のお知らせ」を送付しております。</p>

		<p>具体的な振替金額、振替日については、初回振替前に「口座振替額通知書」によりお知らせすることとしております。(次年度からは「口座振替額通知書」のみを年1回4月に発行)</p>
	<p>国民年金保険料口座振替額通知書について、振替口座の金融機関名、口座番号等がすべて××××で表示されているが、どの口座から振替られるのか確認するためにも金融機関名は表示すべきである。</p>	<p>振替口座ご利用金融機関名等については、お申し込み当初にご案内する「国民年金保険料口座振替のお知らせ」に明記されており、「口座振替額通知書」に不必要に明記しなくてもよいのではないかというご意見もあつて、現在は非表示とさせていただいております。なお、「口座振替額通知書」は年1回の発行であるため、ご利用金融機関名を認識いただく上で、必要最小限の明記について検討を進めてまいります。</p>
(エ)学生納付特例	<p>学生納付特例対象校の一覧を掲載してほしい。</p>	<p>学生納付特例制度の対象者は、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校であつて1年以上の修業課程(私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校に限る。)及び海外大学の日本分校に在学する20歳以上の学生または生徒であるため、殆どの学校が対象となります。なお、学生納付特例の対象となる学校については、即時に把握できる方法について検討してまいります。</p>
(オ)追納 (免除や学生納付特例の対象者)	<p>追納勸奨状を一定周期(2~3年ごと)で郵送してほしい。</p>	<p>追納勸奨につきましては、現在、追納期限直前の方々に追納の機会を逸さないよう、勸奨状を送付しているところですが、免除等の承認を受けてから追納するまでの期間が長くなるほど追納額が高くなることなどから、追納制度をより利用しやすいものとするため、平成17年度において、その実施時期の見直しを行うこととしています。</p>
(カ)確定申告・税制	<p>国民年金保険料の納付額のお知らせは、確定申告受付前に手元に届くようにしてほしい。</p>	<p>平成17年3月に所得税法が改正され、平成17年分所得から、国民年金保険料について社会保険料控除の申告を行う際には、保険料を支払ったことを証明する書類の添付等が必要となります。 このため、平成17年度からは、納付額のお知らせを社会保険料控除証明書として名称を改め、税務申告前にお手元に届くように発送いたします。 (緊急対応プログラム進捗状況; 項番60)</p>

(キ)年金教育	<p>国民年金の仕組みについて、義務教育期間にきちんと理解させるようにしてはどうか。</p>	<p>義務教育期間における年金教育につきましては、中学・高校を対象とした年金教育事業を実施しています。これまで、生徒を対象とした年金セミナーの実施校数は約20%でしたが、平成19年度までに50%まで引き上げることを目途とした行動実施計画を策定し、さらに年金教育の拡充を図ることをしています。</p> <p>また、20歳以上の大学生は、年金の加入対象者であり、学生納付特例制度の対象者であることから、大学での年金セミナーを平成17年度から実施することとしています。</p> <p>(緊急対応プログラム進捗状況；項番61)</p>
---------	--	---

③ 年金給付に関するもの

(ア)現況届 扶養親族 等申告書	<p>現況届、扶養親族等申告書については、ハガキのため、記入した個人情報が守られないので、保護シールや返信封筒を添付等してほしい。</p>	<p>現況届等につきましては、個人情報保護の観点から平成17年9月より目隠しシールを同封することとしております。また、平成18年度中には、住民基本台帳ネットワーク等を活用して生存確認を行えるようにすることとしており、これにより生存確認が行える方については、現況届を廃止することとしております。</p> <p>(緊急対応プログラム進捗状況；項番16)</p>
	<p>現況届、扶養親族等申告書については、返信料を料金受取人払いにしてほしい。</p>	<p>現況届等につきましては、年金の受給を継続するための届出であることから、その郵送料については、受給者ご本人に負担をしていただいております。現在、年金受給権者の生存確認については、受給者からの現況届の提出により行っているところですが、平成18年度中には、住民基本台帳ネットワークシステム等を活用した生存確認の実施を予定しており、これにより生存確認が行える方については、受給者ご本人による負担を軽減できるものと考えております。</p> <p>(緊急対応プログラム進捗状況；項番16)</p>
(イ)事務処理 の期間	<p>年金の裁定結果の通知がいつ頃来るのか予定(目安)が分かるようにしてほしい。</p>	<p>平成17年4月から、主な給付について、実際にお客様が申請してからサービスを受けるまでの所要日数を「サービススタンダード」として設定をしております。このうち、年金給付については、年金裁定請求書を受け付けてから年金証書がお客様に届くまでの所要日数を、老齢年金・遺族年金裁定請</p>